

はしがき

2017年頃から、テレビや新聞、雑誌などで「家族信託」について取り上げられる機会が飛躍的に増加しました。そして、その動きは2019年になって衰えるどころか勢いを増したように感じます。

これは、超高齢社会に突入した日本において、誰もが認知症等になり判断能力を失う可能性を持っていることがクローズアップされ、世間の関心が高まっているためだと考えられます。

元気なうちに、今まで築き上げてきた自宅や預金等の財産を、自らの意思で任せたい家族や友人などに管理・承継してもらいたいというニーズが高まってきており、その手法として「家族信託」が注目されています。

家族信託は、自身の財産を信頼できる家族や友人に信託し、管理を委ねることで、認知症等に伴う判断能力の喪失リスク（資産の凍結リスク等）を避けることができる仕組みであり、その潜在的なニーズは極めて高いものです。

他方で、家族信託の専門家の数は、近年増えてきてはいるものの、そのニーズをカバーできるほどにはなっていないのが実情です。

その理由としては、「家族信託での契約書をどう作っていいのかわからない」「契約書のひな型を使ってはいけないというけれど、ではどうしたらいいのか…」という声がよく聞かれることからも明らかのように、契約書を作成するにあたり、何を考えなければいけないのか、どういう点を重視すべきかということについての情報が不足していることがその要因の一つと考えられます。

そこで本書は、単に信託契約書のひな型を提示するのではなく、信託契約書についての法務、税務、登記のそれぞれの専門家の解説、そして家族信託に関連する情報（成年後見制度、遺言、民法改正等）を幅広く取り上げることにより、これらの声に応えられるように、

という思いで執筆しました。

本書の特徴は、実際に使用した事例ごとの契約書（名称変更、多少のリメイクあり）を、法務、税務、登記のそれぞれの観点で指摘をしていくという形をとっています。

ひな型を並べるだけでは、それを真似ることしかできない、つまりひな型が想定している事例と同じ事例にしか使えないという問題点があるなか、契約書を作るうえでの思考ポイントを提供することで、汎用性のある知識、考え方を身に着けていただけるのではないかと考えています。

家族信託はまだまだ新しい分野で、議論が必要な部分も多くあります。筆者らは何度も打ち合わせを行って本書を作成しましたが、ここに書かれている情報もゆくゆくは変わっていく部分もあるかもしれません。

この本が完成という形ではなく、上記の新しい試みを世に出すことで、皆さまのご指摘等を踏まえながら、内容を修正していきたいと考えています。

この書籍が家族信託に取り組む専門家の方々にとって、少しでも参考になれば幸いです。

最後になりましたが、今回の書籍の出版にあたりただならぬご尽力をいただいた日本法令の大澤有里様、事例別契約書の提供およびコラムの作成等に協力いただいた各士業の皆様に感謝いたします。

2019年 12月

筆者 菊永 将浩（弁護士）

平尾 政嗣（税理士、行政書士）

門馬 良典（司法書士、行政書士）

※ 家族信託は、一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

目次

本書の使い方 8

第1章 家族信託とは

| | | |
|---|---------------|----|
| 1 | 家族信託とは | 12 |
| 2 | 社会情勢の変化 | 13 |
| 3 | 家族信託の概要 | 16 |
| 4 | 家族信託の活用の典型例 | 19 |
| 5 | 信託相談の受け方のポイント | 22 |

第2章 事例別 信託契約書作成の手引き

事例1 認知症対策 36

| | | |
|----|---------------------|-----|
| 1 | 事例の概要 | 36 |
| 2 | 対応の仕方 | 37 |
| 3 | 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 40 |
| 4 | 税務面での留意点 | 53 |
| 5 | 登記面での留意点 | 53 |
| 6 | その他の実務上の問題点 | 55 |
| 7 | 信託契約書 | 58 |
| | ●契約書例1 | 63 |
| 8 | 法務・税務・登記の観点からのコメント | 70 |
| 9 | 登記申請 | 110 |
| 10 | 小括 | 112 |

| | |
|-------------------------|-----|
| 補足 1 : 相続税について | 113 |
| 補足 2 : 養子縁組について | 118 |
| 事例2 親なき後問題への対策 | 120 |
| 1 事例の概要 | 120 |
| 2 事例の背景 | 121 |
| 3 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 122 |
| 4 税務面での留意点 | 135 |
| 5 登記面での留意点 | 135 |
| 6 信託契約書 | 135 |
| ●契約書例 2 | 138 |
| 7 法務・税務の観点からのコメント | 147 |
| 8 その他の実務上の問題点 | 156 |
| 9 本事例での補足検討 | 157 |
| 事例3 共有不動産解消対策 | 159 |
| 1 事例の概要 | 159 |
| 2 事例の背景 | 160 |
| 3 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 161 |
| 4 信託契約書 | 166 |
| ●契約書例 3 | 167 |
| 5 法務・税務の観点からのコメント | 174 |
| 6 補足：共有解消信託の実務上の留意点 | 180 |
| 事例4 事業承継対策（株式信託） | 183 |
| 1 事例の概要 | 183 |
| 2 対応方法 | 185 |
| 3 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 186 |

| | |
|---|------------|
| 4 税務面での留意点 | 192 |
| 5 登記面での留意点 | 193 |
| 6 その他の実務上の問題点 | 193 |
| 7 信託契約書 | 194 |
| ●契約書例 4 | 195 |
| 8 法務・税務の観点からのコメント | 200 |
| 事例5 自己信託 | 217 |
| 1 事例の概要 | 217 |
| 2 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 218 |
| 3 自己信託 | 220 |
| 4 税務面での留意点 | 223 |
| 5 登記面での留意点 | 226 |
| 6 その他の実務上の問題点 | 228 |
| 7 自己信託設定公正証書（信託宣言） | 228 |
| ●契約書例 5 | 228 |
| 8 法務・税務・登記の観点からのコメント | 236 |
| 補足：法人課税信託 | 241 |
| 事例6 信託融資（既存債務の承継、信託内借入） への対策 | 252 |
| 1 事例の概要 | 252 |
| 2 事例の背景 | 253 |
| 3 今回のケースで取るべき手法および留意点 | 256 |
| 4 税務面での留意点 | 261 |
| 5 登記面での留意点 | 262 |
| 6 信託契約書 | 263 |
| ●契約書例 6 | 263 |

| | |
|----------------------|-----|
| 7 法務・税務・登記の観点からのコメント | 270 |
| 補足：相続税の債務控除の論点 | 277 |

信託に関する税務の手続きと不動産所得 の注意点

第3章

| | |
|-------------------------|-----|
| 1 受託者が提出する税務書類と受益者への報告等 | 290 |
| 2 家族信託の不動産所得の損益通算等の特例 | 308 |

【コラム一覧】

| | |
|-----------------------------------|-----|
| コラム1 アメリカの信託活用事情（西片和代氏） | 27 |
| コラム2 信託と不動産証券化（河野守邦氏） | 30 |
| コラム3 遺留分に関する民法改正 | 41 |
| コラム4 相続法の改正に伴う遺言の仕組みの見直し | 44 |
| コラム5 委託者の地位の承継と登録免許税および 不動産取得税 | 91 |
| コラム6 信託業法の規制 | 127 |
| コラム7 特定贈与信託と障害者への税の優遇措置の紹介 | 128 |
| コラム8 所在不明土地問題および相続登記の義務化 | 164 |
| コラム9 信託監督人の活用 | 181 |
| コラム10 遺留分についての民法特例（固定合意・除外合意） | 189 |
| コラム11 特例事業承継税制 | 206 |
| コラム12 上場株式信託 | 216 |
| コラム13 事業承継のための自己信託 | 240 |
| コラム14 なぜアパートを建てるかと相続税が安くなるのか？ | 254 |
| コラム15 既存債務の承継と信託内借入 | 259 |

凡 例

【法令等】

| | |
|-----|---------|
| 信 | 信託法 |
| 信業 | 信託業法 |
| 新規 | 信託法施行規則 |
| 民 | 民法 |
| 新 | 改正民法 |
| 相法 | 相続税法 |
| 登免 | 登録免許税法 |
| 措法 | 租税特別措置法 |
| 地法 | 地方税法 |
| 不登 | 不動産登記法 |
| 不登令 | 不動産登記令 |
| 不登則 | 不動産登記規則 |

【条・項・号の略について】

条……算用数字

項……○数字

号……漢数字

例) 信託法第2条第2項第1号 ⇒ 信2②一

本書の使い方

本書は、家族信託の実務に取り組む専門家の方を対象としています。

最近は、家族信託について、数多くの書籍が出版されています。その中には、契約書のひな型を載せている本もいくつかありますし、参考になるものも多くあります。

本書では、実際に相談された時に考えておかないといけないこと、知っておかないといけないことを最初に説明したうえで、実際の契約書をもとに解説を行うというパターンを採用しています。

本書で取り上げている契約書は、実際に信託実務を行っている著者以外の専門家（弁護士、司法書士、税理士等）が使用したものを、本書用にリメイクしたものですが、そのすべてがそのまま使えるものとはなっていません。

本書の特徴は、専門家により作成された家族信託の契約書について、弁護士、司法書士、税理士の立場から各自指摘し、横断的に検討を加えている点にあります。当然ですが、弁護士の視点からはこうすべき、というものが税理士の目から見ると反対であるという点も随所に出てきます（例：受益証券不発行の条項の要否）。

実際の契約書において、どのような視点でチェックしているか、というのを可能な限り可視化することで、実際に契約書を作成しようとする専門家の方々の参考になるように工夫しています。

また、家族信託の類型ごとに気を付ける点が異なることから、それらについても可能な限り記載しました。

○初学者の方へ

第1章は、家族信託とはどういうものかを簡単に記述していますので、初学者の方はここを読んでから、第2章に進んでいただければと思います。

また、コラムの中には難しい部分もままありますので、最初は読み飛ばしながら、進めていただくほうがよいかもしれません。

第2章からは、冒頭に簡単な事例を設けており、それに対して、最初の相談でどのような対応をしたのか、家族信託のスキームはどういうものか、などを実務の流れに則して記載しています。

その他、信託相談の受け方のコツなども記載しているので、参考にしていただけたらと思います。

○すでに信託契約書を作成したことがある方へ

家族信託の実務をすでにされている方は、第1章は読み飛ばして、第2章から読み進めていただければと思います。

なお、実際の相談にあたっては、相談者のニーズを確認のうえ、家族信託以外の手法（成年後見、遺言、商事信託など）の活用をするケースもあります。

相談者は家族信託がしたいのではなく、自らが抱えている課題を解決したいだけです。その課題の解決に最も良い手段を提示するためには、周辺の知識が不可欠です。そういう観点で本書を読んでいただき、信託契約書の内容を検討していただければと思います。

そして、第2章の最初の事例である認知症対策（事例1）を、他の事例に比べて意図的に厚く記載しています。

家族信託に取り組むにあたって知っておかないといけない周辺知識というのはたくさんあります。遺言や成年後見、相続税の概要などがその一例です。

これらの周辺のことを知らずして、相談者の課題解決につながる正しい家族信託はできません。

この事例に多くのエッセンスを入れ込んでいますので、まずはこの項をしっかりと理解していただき、家族信託についての理解が進むように工夫しています。

第 1 章

家族信託とは

1 家族信託とは

信託というと、皆さんはどういうものをイメージされますか。セミナーに参加された方にも、よくその質問をするのですが、一番よく出てくる回答は「投資信託」だったりします。信託といえば、一般的には「投資信託」や「信託銀行」というイメージが強いと思います。

しかし、信託という仕組みはそれらに限られたものではなく、非常に幅広い利用方法があります。

信託についてのルールを定める代表的な法律が、信託法（平成18（2006）年12月15日法律第108号）です（その他、信託業法もありますが、ここでは割愛します）。大正11（1922）年（今から100年近く前）に制定されて以来、80年以上、実質的な改正がなされなかった信託法ですが、民法が現代語化されたり、会社法が全面改正されたりするなど、大きい法改正がなされた時代背景の中、世の中のニーズに応える形で大幅な実質的改正が検討され、平成18（2006）年12月に改正法が成立し、平成19（2007）年に現在の信託法が施行されました。

この信託法の改正の中で、信託自体の使い勝手が改善されたため、今回のテーマである家族信託（民事信託）が柔軟に活用しやすくなりました（何がどう変わったかについては、本文中で必要に応じて触れることにします）。

平成19（2007）年の改正当時から、多くの専門家がその活用の可能性を示唆していたものの、施行後しばらくはあまり利用されていませんでした。その理由としては、そもそも信託の仕組みを理解した専門家が不足していたこと、議論の蓄積がなかったことなどがあげられます。

ところが最近、新聞や雑誌、テレビなどで「家族信託」「民事信

託」という言葉が取り上げられることが非常に多くなってきており、多くの専門家が家族信託のセミナーを行ったり、書籍を出版したりしたこともあり、世の中の関心が高まってきています。また、金融機関においても家族信託に対応したサービスを提供するところが増えてきています。

※ 家族信託（「民事信託」と呼ばれることが多いですが、本書では「家族信託」を用います）という言葉自体は法律に定義された概念ではありません。講学上、実務上の概念であり、「商事信託」と対比されて使われます。なお、家族信託は一般社団法人家族信託普及協会の登録商標です。

2 社会情勢の変化

（1）高齢者数の増加および認知症患者数の増加

平成30年版高齢社会白書によると、我が国の総人口は、平成28（2016）年10月1日現在1億2,644万人で、そのうち65歳以上の高齢者人口は3,558万人と全体の28.1%を占めます。今後も高齢者人口の割合は増えていくことが見込まれます。

また、医療技術の発達等に伴い平均寿命も伸びており、平成30年簡易生命表によると、2018年の日本人男性の平均寿命は81.25歳、女性の平均寿命は87.32歳となっており、今後も伸びることが想定されています。

他方、平均寿命と対比される概念として、「健康寿命」（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）というものがあります。近時、健康寿命と平均寿命の間に10年前後の乖離が生じてきているともいわれています。

(2) 認知症に伴う資産の凍結リスク

認知症等により判断能力を失ってしまった場合、今まででは「成年後見制度」を利用し、財産管理や財産処分をするというのが選択肢の中心でした。

もっとも、いわゆる法定後見制度を利用できるのは、自己の判断能力等が減退してからであって、元気なうちから利用することはできません（後述の任意後見は元気なうちに仕組みを作るものの、効力が発生するのは判断能力等が減退した後です）。

しかしながら、世の中には、「元気なうちに将来のことを考え、しっかりと備えておきたい」「今元気なうちから財産の管理をさせて、病気等になった後もそのまま管理を続けてもらいたい」という希望、ニーズは非常に多くあります。特に、平均寿命が伸びれば延びるほど、そのような希望を持つ人は増えていきます。

その希望を叶える手段として、本人の財産を守ることを主眼とする成年後見のみで対応することは難しい部分があり、また、他の代表的な手段である遺言においても、遺言の効力が自らの相続が発生してからの仕組みであるため、いわゆる生前対策には活用できないという問題があります。

上述のとおり、認知症になって判断能力を喪失した後は、自己の財産であっても自由に処分等をすることが難しくなります。このいわゆる「認知症等に伴う財産凍結リスク」に対して備えることができるものとして、現在注目されているのが「家族信託」です。

ここで、少し補足をしておきます。よく「認知症になったら法律行為ができない」と聞きますが、これは正確ではありません。認知症には軽度のものから重度のものまであり、一律に認知症イコール法律行為ができないとするのは不正確です。

法律行為を行うことができるか否かは意思能力、行為能力の有無という観点から判断されるものです。

このことを踏まえ、基本的に「認知症等になって判断能力を失った場合は、法律行為ができない」というような形で表現するようにしています。

(3) 成年後見制度の概要

本書の中でも随所に成年後見へ言及する部分がありますので、ここで簡単に整理しておきます。

成年後見制度（法定後見）には、「成年後見」「保佐」「補助」の仕組みがあります。最も利用されているのが、「成年後見」です。後見というと、この「成年後見」を指すことが多いです。

また、後見人を自ら選ぶ任意後見という仕組みもありますが、あまり多くは利用されていないのが現状です（平成30（2018）年12月末時点での利用件数は2,611件）。

なお、後見制度の利用を促進するために、平成28（2016）年に制

【後見制度概要】

| | | |
|--------|-------------------|--|
| 任意後見制度 | | 意思判断能力に問題ない人が対象です。支援してもらう人・内容などを決めて、公証役場で任意後見契約を結びます。代理のみで、 <u>同意・取消権はありません。</u> |
| 法定後見制度 | 補助人 (民法第15条～) | 判断能力が不十分な人が対象です。 申立時に選択した特定法律行為を代わって行います。 <u>申立時に選択した重要な法律行為の同意・取消しをします。</u> |
| | 保佐人 (民法第11条～) | 判断能力が著しく不十分な人が対象です。 申立時に選択した特定法律行為を代わって行ったり、 その同意・取消しをします。また、重要な法律行為の <u>同意・取消しをします。</u> |
| | 成年後見人 (民法第8条～) | ほとんど判断できない人を対象にしています。日常生活に関する法律行為を除くすべての法律行為を代わって行ったり、必要に応じて取り消したりします。 |

定された成年後見制度利用促進法に基づき、現在、後見制度を利用しやすくするための検討がなされています。今後はより使いやすい仕組みとなることが期待されており、今後の動向に注意が必要です。

3 家族信託の概要

(1) 家族信託の仕組み

家族信託とは、財産を有する者が判断能力があるうちに、その全部または一部の財産を、信頼できる相手に対して、その管理を委ねる財産管理の仕組みで、最近、認知症対策の手法として注目されています。

財産を託す人のことを「委託者」、財産を託される人のことを「受託者」、託される財産のことを「信託財産」、信託財産から利益を得る人を「受益者」といいます（信2参照）。

信託の仕組みの特徴としては、次の点に注意が必要です。

信託は上記のとおり財産を託す人である委託者が、財産を託される人である受託者に対して、受益者のために財産の管理等を行うことを託す仕組みとなっており、「委託者」「受託者」「受益者」という三者構造になります。

ただし、注意していただきたいのですが、これは必ずしも3人の当事者が必要となるわけではなく、委託者＝受益者というのも可能です。むしろ税制上の理由から、実際は委託者＝受益者（自益信託）とされているケースがほとんどです。

家族信託は、委託者が財産の管理を受託者に委ねる仕組みであるため、財産を託した人がその後に判断能力を喪失した場合であっても、当該信託契約に基づいて受託者が有効な法律行為をすることが

できます。これが家族信託の重要なポイントです。

例えば、実家に住んでいる高齢の父親が、「自分が元気なうちは自宅に住み続けたいが、将来、不自由が生じてきたら、自宅を売却して施設に入りたい」という意向を持っていて、長女も同じ思っているような場合、父親が長女に実家を信託して、その信託契約の中で実家の売却権限まで定めておけば、長女は父親が判断能力を失った後でも、「受託者」の立場で、自己の判断により、単独で不動産を売却することができます。

ここで、父親が長女に自宅や金銭の管理を任せた場合を想定してみましょう。もともとの財産の所有者である父親（委託者）は、その財産の管理を子である長女（受託者）に任せるため、その財産である不動産、金銭（信託財産）を、長女に「信託」という形で移転させます。この移転は、あくまで財産の管理のためであることから、決して財産が受託者である長女の固有の財産になるわけではないのも信託のポイントです。

財産を信託した父親は、当該財産の所有権を失う代わりに、「受益権」（例えば、これまでどおり建物を利用できる権利、建物を売却した場合にその代金をもらう権利、信託した金銭から生活費を受け取る権利等）を取得し、「受益者」となることから、これまでと変わらない生活を送ることができます。

なお、仮に長女が不動産を売却してお金を手に入れたとしても、そのお金は「受託者」である長女のものではなく、あくまで「受益者」である父親のために利用される信託財産です。これが信託の仕組みです。

（2）所有権と受益権の違い

上述のとおり、信託をすると委託者は所有権を喪失し、受益権を取得しますが、少し説明を変えると、信託というのは言うなれば、所有権の機能を分ける仕組みと表現することもできます。

所有権というのは、管理処分権と使用・収益権限が不可分一体になった物権ですが、信託というのは、その所有権を「管理処分権」と「(利用権を含む) 収益権」に分けることができる仕組みだと考えてもらうと理解しやすいかもしれません。

例えば、父親のみ健在で子が2人いる家族の場合、父親が長男に不動産を信託して管理は長男に一本化しつつ、収益については2人の子に平等に分配する、というような仕組みを組むことが可能になります。これまでであれば、不動産を共有にすることで、平等に分配する方法をとることが多かったと思いますが、不動産の共有は様々な問題を生じる危険性があります。信託を使えば、不動産を共有にすることなく、2人の子に平等に分配したいという父親の叶えたい目的を達成することができます。

また、家族信託においては、一般的に「受益権」が移動することに伴い税金がかかる仕組みになっています（受益権課税）。

よって、管理を託した段階では、委託者＝受益者として、受益権が移動しないようにすれば、贈与税が発生しない形で管理を移すことができます。もちろん、将来において受益権が移動する場面で贈与税または相続税がかかるので、信託を使ったからずっと税金がかからないというわけではありません。よく信託を使って様々な税金をからなくすることができるのではと考える人がいますが、それは間違いです。基本的に、「家族信託」は節税対策にはなりません。

財産を管理する立場と財産から利益を受ける立場を分ける、という仕組みを活用することで、いろいろな課題を解決できます。例えば、従来は所有権を渡すか否かという選択肢のみでしたが、家族信託を使って、管理は任せるのでそのための名義は渡すが、実態は手元に残すという選択が可能となります。

4 家族信託の活用の典型例

(1) 代表的な活用事例

家族信託は様々な場面で使用可能ですが、その代表的な例としては、次のようなものがあります。

【家族信託の代表的な活用事例】

| 活用例 | 仕組みの概要 |
|------------|--|
| 認知症対策 | 財産の所有者自身が元気なうちに、子どもなど信頼できる人に財産の管理を委ねる信託を組むことで、その後に所有者が判断能力を失っても資産凍結を防止できる。 |
| 共有対策 | 複数名の共有不動産について、管理をする立場の人に、信託を使って管理を一本化することで、不動産の有効活用が可能となる。つまり、受託者1人に信託すればその人の判断で不動産の管理等をすることができるようになる。 |
| 親亡き後問題への対策 | 障がいを持った子がいる場合などに、親が亡くなった後もその子のために適切な経済的サポートがなされる仕組みを作ることが可能となる。 |
| 事業承継対策 | 中小企業の事業承継の課題の一つである自社株の承継にあたって、信託を活用することでスムーズな経営承継が可能となる。 |

以下で、具体例をあげて活用事例を解説します。

(2) 活用具体例

事例1：認知症対策

母親は85歳を過ぎて、最近判断能力の低下を感じています。父親はすでに他界しており、相続人は長女のみです（別居）。

母親としては、元気なうちは自宅にこのまま住み続けたいが、体に不自由が出てきた場合には、施設に入って生活をしたいと考えており、その場合には自宅を処分してもらいたいと考えています。

【事例1の検討】

このような場合、なにもしないまま母親が判断能力を喪失してしまうと、財産である自宅を売れなくなる可能性があります。その結果、希望していた施設に入るための資金を用立てられず、入居できない事態が起こり得ます。

また、相続人は長女のみであることから、将来的には長女が自宅を相続することになるものの、それはあくまで母親に相続が発生したときの話です。

仮に、母親が元気なうちに「全財産は長女に渡す」というような遺言を書いていたとしても、遺言の効力は相続時に発生するので（民985）、母親の生存中は長女は母親の財産を勝手に処分することはできず、母親の思いを叶えることはできなくなります。

このような場合において、成年後見を利用することも想定されますが、成年後見は本人の財産を守るための仕組みであり、円滑な承継・管理のための仕組みではないため、目的を達成できない場合もあります（居住用不動産の処分については裁判所の許可が必要となる点も注意が必要です（民859の3））。

事例2：共有不動産対策

相談者は3人姉弟の末っ子で、姉と兄がいます。3人とも75歳を超えており、母親から相続した不動産をそれぞれ3分の1ずつの名義で共有しています。

【事例2の検討】

姉兄はいずれも高齢であることから、将来的に認知症等になって判断能力がなくなってしまうと、成年後見人を選ばなければ不動産の活用ができなくなります。

著者略歴

菊永 将浩 (きくなが まさひろ)

弁護士（広島弁護士会）、広島弁護士会高齢者・障害者等の権利に関する委員会 委員、日弁連信託センター 幹事。

国家公務員、地方公務員、金融機関などでの勤務を経て、弁護士事務所を開設。2019年4月には弁護士法人井上・菊永法律事務所を設立し、現在に至る。

業務としては、主に予防法務に取り組んでおり、相続や遺言など高齢者に関する業務のほか、労務関係や企業法務に関することなどを中心に取り扱っている。その中でも資産承継・事業承継の手段として注目されている「家族信託」について積極的に取り組んでいる。

平尾 政嗣 (ひらお せいじ)

税理士・行政書士、一般社団法人 香川民事信託推進協議会 理事。

法人業務では創業支援・企業再生・事業承継を中心に金融機関連携や計画策定等の支援を行っている。また、個人業務では、相続・贈与等の問題を全方位から解決するため、士業のみではなく各業種の専門家とチームを組み多くの問題を解決している。

相続問題に幅広く対応し家族信託を一手段として問題解決を行う集団を作るために設立された一般社団法人香川民事信託推進協議会の発起人でもある。信託契約の税務面のサポート、相続・家族信託のセミナーで多数の登壇実績がある。

門馬 良典 (もんま よしのり)

司法書士・行政書士、一般社団法人 香川民事信託推進協議会 代表理事。

相続手続、遺言に特化した形で司法書士・行政書士事務所を運営。毎月平均で数十件程度の相談に対応している。多岐にわたる相談に、弁護士、税理士、不動産鑑定士、社会保険労務士、中小企業診断士といった隣接士業とワンストップで対応し、解決策を提供している。また不動産業者、介護施設、葬儀社等と連携し、相談者の終活の支援も進めている。